

大津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

令和6年4月1日

1 目標

大津市既存建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の耐震改修に係る経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化の促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、大津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの改善・充実を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目標とする。

2 位置付け

アクションプログラムは大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

| | 2024取組内容 | 2024目標 |
|------|---|---|
| 計画 | 【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施する。 ii) 住宅の耐震補強案作成費に対する補助を実施する。 iii) 住宅の耐震改修等費に対する一部補助を実施する。 | ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 20件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 20件 ・木造住宅耐震改修等補助件数: 5件 |
| | 【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・固定資産税の納税通知書に耐震化の必要性等の啓発案内を同封し、送付する。 ・昭和56年以前にできた住宅が密集している地域を中心に戸別の訪問等を実施する。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化の促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレット等を配布し耐震改修等を促進する。 ・過去の耐震診断実施者に対して補強案作成の案内や補助制度の案内等を送付し、耐震化を促進する。 iii) 改修事業者の技術力向上等 ・滋賀県と共催して改修事業者に対する耐震改修工法に係る講習会を実施する。 ・講習会を受けた県内の登録事業者のリストを公表する。 iv) 市民への周知普及 ・広報誌等により耐震化の必要性を周知する。 ・耐震啓発についてのブース展示により周知を図る。 ・市の耐震化支援補助制度の内容が記載された印刷物を作成し、窓口等で配布する。 ・市ホームページにて補助制度の概要を掲載する。 | 前年度までの実績 【2023年度】 ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 15件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 19件 ・木造住宅耐震改修等補助件数: 1件 【2022年度】 ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 14件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 14件 ・木造住宅耐震改修等補助件数: 2件 【2021年度】 ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 10件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 11件 ・木造住宅耐震改修等補助件数: 1件 【2020年度】 ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 7件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 7件 ・木造住宅耐震改修等補助件数: 実施なし 【2019年度】 ・木造住宅耐震診断員派遣件数: 10件 ・木造住宅耐震補強案作成件数: 実施なし ・木造住宅耐震改修等補助件数: 実施なし |
| 自己評価 | 前年度(2023年度)の取組実績 ・市広報誌やホームページ、案内送付及び納税通知書にて周知・啓発を実施した。 ・滋賀県主催の商業施設での耐震イベントに参加し周知・啓発を実施した。 ・滋賀県耐震改修工法講習会を県と共催した。 ・窓口や耐震診断結果報告時に案内資料の配布した。 ・過去の耐震診断実施者に対して補強案作成の案内や補助制度の案内等を送付した。 ・耐震啓発についてのパネルを市有施設に常設展示を行った。 ・木造住宅耐震診断員派遣事業及び木造住宅耐震改修等補助事業は早期に予定件数に達した。 | 課題・改善策 ・今後も耐震化事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 ・各種イベントにおける周知・啓発やパンフレット等により耐震補助制度の更なるPRを行う。 |